

講師等謝礼金規程

制定：平成28年4月1日
一部改正：令和7年12月1日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク（以下「当会」とする）の活動を視察研修、講演会および研修会等で講演する際に、依頼者から受ける謝礼金の基準額を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当会の会員または事務局職員が、当会の活動を講演等で紹介する際に適用する。

（謝礼金額）

第3条 謝礼金額の基準額は、次のとおりとする。

講演時間数	3時間未満	3時間以上
謝礼金額	55,000円／人	110,000円／人
資料代	講演資料の印刷は依頼元の負担とする。	
交通費	会場までの交通費、宿泊費は実費相当額を依頼元が負担する。 ・公共交通機関を利用する場合は、実費相当額 ・自動車での移動の場合は、車賃（40円/km）及び有料道路の代金	

2 依頼元がこの規程に定める謝礼金額の支払いが困難な場合やその他の事由により、謝礼金額を変更する場合は、代表理事が可否を決定するものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年12月1日から施工する。